

## (2)食物アレルギー対応食(卵除去食)の実施基準について

以下の①～⑤の基準全てを満たしている場合のみ、食物アレルギー対応食を提供できます。

①	アレルゲンが、卵(鶏卵・うずら卵)のみであること ※ただし学校給食で使用しない食材がアレルゲンである場合は対応食の提供は可能です ※学校給食で使用しない食材:【えび、かに、くるみ、そば、落花生(ピーナッツ)、アーモンド、あわび、いくら、カシューナッツ、キウイフルーツ】
②	食物アレルギーと医師から診断され、家庭でも食事制限をしていること
③	コンタミネーションによる発症の危険がなく、給食調理場での調理対応が可能なこと
④	年に1回、医師が診断した【様式2】「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を提出するとともに、保護者と学校は連絡・確認を行い、必要に応じて面談すること
⑤	専用ケース等の表面に該当児童生徒の学校名・学年クラス・児童生徒名等を表示することが可能なこと

### 【①の詳細(卵以外のアレルゲンがある児童生徒の提供基準)】

提供可 ○	卵(鶏卵・うずら卵)のみ ※魚卵は除く	+	学校給食で使用しない食材との組み合わせ 【えび、かに、くるみ、そば、落花生(ピーナッツ)、アーモンド、あわび、いくら、カシューナッツ、キウイフルーツ】
提供不可 ×	卵(鶏卵・うずら卵)のみ ※魚卵は除く	+	小麦・乳・ごま等、給食で使用する食材 ※これらのアレルゲンを自分で除去できる、という理由での対応食の提供はできません

## (3)食物アレルギー対応食(卵除去食)提供の具体的な実施内容

- ① 食物アレルギー対応食は、卵(鶏卵・うずら卵)のみを使用しない除去食での提供となります。
- ② 代替食の提供はありません。
- ③ 食物アレルギー対応食提供の可否については、【様式2】「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」に基づき、関係者が協議し決定します。
- ④ 給食費は、普通食と同額です。
- ⑤ 給食実施全日程、専用容器での提供となります。
- ⑥ 卵除去がない日も、専用容器に入って届くものについては、誤食を防ぐため、おかわりはできません。  
(ただし、直接学校に届く、パン・ご飯・牛乳・納豆・ケーキ等はおかわりすることができます。)
- ⑦ 新小学1年生・新中学1年生【以下「新1年生」とする】の食物アレルギー対応食の提供開始は、2学期からの予定です。
- ⑧ 単独調理校については、設備の違いから提供方法が異なります。(※P12 参照)

